

人口問題研究所官制

(昭和十四年八月二十五日) 勅令第六百三十三號

第一條 人口問題研究所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ人口問題ノ調査研究ヲ掌ル

第二條 人口問題研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

研究官 專任十一人 奏任

研究官補 專任十六人 判任

書記 專任三人 判任

所長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 人口問題研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合

ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ
第五條 所長ハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第六條 研究官及研究官補ハ上官ノ命ヲ承ケ調査研究ヲ掌ル

第七條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

人口問題研究所事務分掌規程

人口問題研究所事務分掌規程左ノ通定メ昭和十四年八月二十五日ヨリ施行セリ

第一條 人口問題研究所ニ企畫部及調査部ヲ置ク

第二條 企畫部ニ於テハ企畫、連絡、庶務及他部ニ屬セザル事項ヲ掌ル

第三條 調査部ニ於テハ人口及民族ニ關スル調査研究ヲ掌ル

人口問題研究所事務分掌規定細則

(昭和十四年十月十八日)

企畫部

(1) 庶務班

- 一、機密ニ關スル事項
- 一、人事ニ關スル事項
- 一、官印ノ管守ニ關スル事項
- 一、文書ノ授發送達並ニ編纂保存ニ關スル事項
- 一、會計ニ關スル事項

- 一、所内取締ニ關スル事項
- 一、他ノ主管ニ屬セザル事項

(2) 企畫班

- 一、調査研究ノ統轄ニ關スル事項
- 一、調査研究ノ企畫ニ關スル事項
- 一、調査研究資料ノ蒐集整理及編成ニ關スル事項
- 一、調査研究ノ連絡ニ關スル事項

調査部

第一班

- 一、人口理論ニ關スル調査研究事項
- 一、人口史ニ關スル調査研究事項
- 一、人口政策ニ關スル調査研究事項
- 一、人口ニ關スル統計學的調査研究事項
- 一、外國ノ人口事情及政策ニ關スル調査研究事項
- 一、其ノ他他ノ主管ニ屬セザル人口問題ニ關スル一般的調査研究事項

第二班

- 一、民族及人種理論ニ關スル調査研究事項
- 一、民族及人種ニ關スル歴史の調査研究事項
- 一、民族政策ニ關スル調査研究事項
- 一、民族、人種ノ特質ニ關スル社會科學的調査研究事項

第三班

- 一、人口問題ニ關スル社會學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル經濟學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル社會政策學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル地理學的調査研究事項

第四班